

# 東総地区広域市町村圏首長会負担金等処理要綱

## (趣旨)

第1 東総地区広域市町村圏首長会(以下「首長会」という。)規約に基づき、各種の団体等から各市が求められる負担金、寄附金等(以下「負担金等」という。)について、各市間の連絡、調整を密にするとともに負担金等を申請した団体等に対し、適正かつ有効な負担金等の交付を行い、もって東総地区広域市町村圏(以下「市町村圏」という。)の均衡ある発展を図るため負担金等の事務取扱い並びに処理等必要な手続を定めたものである。

## (負担金等申請事業者)

第2 負担金等の交付申請の対象となる事業を行う者は、市町村圏内の各市に直接または間接に利益を与える公的企業体等(以下「各種団体等」という。)とする。

## (負担金等事業)

第3 負担金等の交付対象となる事業(以下「負担金等事業」という。)は、各種団体等が実施する事業のうち当該各種団体等が自ら財源等を作ることが適当でなく、市から負担金等の交付により経費の支弁することが適当な事業に限る。ただし、各種団体等が負担金等の交付を受けなければその存立が危うく、かつ関係市の利害が当該団体と一致すると判断される場合は、前段にかかわらず負担金等事業とみなすことができる。

## (負担金等の交付申請)

第4 負担金等の交付申請は、別記様式第1号により申請書を首長会長に提出するものとする。

## (負担金等の審査調整)

第5 負担金等の審査調整に必要な処理分類を次のとおり定める。

### (1) 第1種案件

各市の義務的性格を持つ申請条件で、申請額の合計額を被申請市の数で除して得た額が5万円以下でありかつ高度の判断を要しないもの。

(2) 第2種案件

第1種案件に属しないすべてのもの。

2 負担金等の審査調整は、次のとおりとする。

(1) 負担金等交付申請書の提出のあったときは、別記様式第2により東総地区広域市町村圏負担金審議会（以下「審議会」という。）に諮問する。

(2) 審議会から答申のあったときは、処理分類により「第1種案件」については、首長会長の判断によりすみやかに関係市の長に対し、負担金等の交付について別記様式第3号をもって要望するものとする。また、「第2種案件」については、首長会の会議にはかりその意見統一をなし、前段の例により処理する。

（負担金等の事業効果の確認）

第6 負担金等の交付を受けた各種団体等は、当該年度終了後すみやかに負担金等事業について、その結果並びに経過等について別記様式第4号により報告しなければならない。また、首長会は負担金等の事業の効果を確認しなければならない。

様式第1号（第4関係）

年度（事業名）負担金等交付申請書

第 号  
年 月 日

東総地区広域市町村圏首長会  
会 長 様

団体等の名

標記負担金等を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 負担金等の申請額

（注）添付書類 市別負担金等の明細書、積算基礎明細書  
負担金等の交付希望年度明細書、その他

2 負担金等を受けて実施する事業等の説明

（注）添付書類 団体の規約、事業報告書、事業計画書、事業に  
関する予算書等負担金等申請事業を説明するに  
必要な帳票を添付のこと。

3 その他



様式第3号(第5関係)

東 広 首 第 号

年 月 日

関 係 市 長

申 請 団 体 長 様

東総地区広域市町村圏首長会

会 長

東総地区広域市町村圏内関係市が支出する

負担金等について(通知)

当首長会に対し申請された負担金等について審議したところ、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 負担金等の申請団体名、事業名

2 決 定 内 容

被申請市名	申 請 額	決 定 額	交 付 年 度	摘 要
銚子市				
旭市				
匝瑳市				
計				

3 注 意 事 項

様式第4号(第6関係)

## 年度負担金等事業結果報告書

番 号  
年 月 日

東総地区広域市町村圏首長会  
会 長 様

各種団体等の名称

印

年度負担金等の交付を受けた 事業等の結果は、下記のと  
おりでありましたので報告いたします。

記

### 1 負担金等の額

交付市名	申請額	交 付 額			備 考
		決 定 額	交付済額	未交付額	
銚子市					
旭市					
匝瑳市					
計					

### 2 実施事業等の結果(経過)

- (1) 決算書添付のこと
- (2) 事業経過報告添付のこと
- (3) その他